

# 精華町教育委員会議事録

令和2年（第6回）

1 開 会 令和2年6月29日(月) 午後3時30分  
閉 会 令和2年6月29日(月) 午後5時00分

2 出席委員 川村教育長 松本委員 新司委員 岡島委員  
松下委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

浦本教育部長	林田総括指導主事
俵谷学校教育課長	石崎生涯学習課長
上原学校教育課係長	

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

教育長から第6回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和2年第5回教育委員会の議事録について説明。

**【採 決】**

・全員承認

(3) 教育長報告事項

6月には町議会定例会が開催され、一般質問では、新型コロナウイルス感染症対策関連で多くの質問があった。また、補正予算に係る議案が2件あり、これは前回の教育委員会において提案させていただき、可決いただいた内容で、1件は新型コロナウイルス感染症対策関連、もう1件は東光小学校への通級指導教室の設置に関するもので、2件ともに全員一致で可決された。

町立小中学校は、6月1日から再開となり、1週目は分散登校、2週目か

ら通常授業を再開した。これに関連して、先週、各学校長から学校の様子をヒアリングしており、その内容を少し紹介させていただく。

まず、休業及び学校再開について、保護者や住民の方から、学校や教育委員会に対して厳しい目が注がれているものと認識している。しかし、休業そのものに対する反対意見はほとんどなく、やむを得ないものとして受け入れていただいたものと思っている。この間、児童生徒の安全を重視した判断を行ってきたが、そのことに間違いはなかったと考えている。一方で、精華町でもオンライン教育をすべきと言った意見などはあった。本町では、休業期間中の学習については、学校からポスティングによる課題の配布などを行ったが、保護者から手紙などで、ポスティングの日には児童がポストを何度も見に行って、先生が来ることを心待ちにしている様子、親に学校の再開を何度も尋ねるなど心待ちにしている様子などを聞かせていただいたとのことであった。

次に、児童生徒の出席状況について、6月の初め、ある小学校では4日間連続全員登校ということがあった。全員登校は1日でも非常に珍しいことであり、4日連続は今までになかったと聞いた。子どもたちは6月の学校のスタートを心待ちにしており、一生懸命登校しているということを感じた。以前から不登校の傾向のある子どもたちにとっては、学校に登校しづらいというケースは一定数あるが、この長期休業により学校に登校できなくなったという内容の報告は受けておらず、多くの子どもたちが学校に行きたいという気持ちを募らせ、登校しているとの報告を受けた。

次に、学校の感染症予防対策について、まず、企業や個人からマスクや次亜塩素酸水などの寄附をいただいております、感謝申し上げます。基本的には、マスクは各家庭で用意していただき、寄附を受けたものについては全員に配るか、若しくは学校に備蓄して忘れてきた児童生徒に渡すなどしている。

次に、検温について、基本的には朝に各家庭で測っていただいているが、各学校に非接触型の体温計を配布したほか、先般、全校にサーマルカメラを配備し、登校する児童生徒の体温を瞬時にコンピュータ画面に映し出すことができるようにしており、これは山城教育局管内では初めての取組である。

次に、校内の消毒について、教員が放課後を中心に必要箇所の消毒を行っているが、学校が再開し、業務が多忙になっている中で、新たな作業が増えている状況にある。そんな中でも、地域の方が消毒作業を手伝ってくれてい

る学校もあり、非常に感謝しているところである。

次に、受水槽の水質の異常について、例年、各学校の受水槽の水質検査を5月に実施しており、今年度についても通常どおり実施したところ、一般細菌の数値が基準を上回る学校が4校あった。これは、学校の休業期間が3か月に及び、水の使用量が少なかったことによって受水槽の水が長期間滞留し、塩素濃度が低下したことによるものと考えられる。6月の学校再開後に検査結果が判明したため、飲料水や給食調理用としての使用を中止し、上下水道部に給水車を派遣していただいて給水を行った。受水槽については、消毒作業を行った上で水を入れ替え、再検査に出したところ、4校とも基準をクリアしたため、使用を再開したところである。この件に係る健康被害については発生していない。

次に、授業の遅れについて。現在、各校の授業時数の見通しを詳細にカウントしているところである。小学校高学年や中学校、特に中学校3年生については、標準授業時数に比べて授業時数が不足する結果となっている。夏休みを一部短縮して授業日に振り替える予定であることと、今後、校長会において協議するが、冬休みについても2日ほど授業日に振り替えたり、運動会や体育大会などの行事を精選したりすることで、授業時数を確保する考えである。ある程度、詳細が見えてきた段階で報告させていただきたい。

次に、生涯学習に関連する内容について、まず、施設の再開について、町立図書館は5月26日から閲覧席を減らして開館している。次に、むくのきセンターについては、6月2日からトレーニング室を除いて開館しており、9日からはトレーニング室の利用も再開している。また、屋外体育施設については、6月2日から利用開始としている。次に、学校施設開放について、現在、学校が再開したところであり、授業終了後などには消毒作業を実施するなど、対策を取りながら進めているところである。今後、各学校の意見を聴いた上で、利用者に対して施設使用後の消毒の協力なども呼びかける中で、再開に向けて調整を図っていきたいと考えている。

次に、生涯学習関係の会議や行事などについて、6月10日に、ようやく今年度初の社会教育委員会会議が新メンバーで開催することができた。また、6月20日には少年少女合唱団の入団式が開催されたが、例年、入団式では歌を歌う場面があるが、今年については残念ながら中止とし、式典中心の形で行った。

最後に、文部科学省が作成したG I G Aスクールに関するパンフレットがあり、内容がまとめられていて分かりやすいものであったため、コピーを配布させていただいた。またお目通しいただければと思う。

#### 【委員からのご意見】

松 下 委 員 受水槽の件については、タイムリーに発見していただき、その後の対応についてもしっかりとしていただき、感謝申し上げたい。一方で、8校中4校が基準値を超えたことには驚いた。比較的新しい施設でも出ていることから、やはり、3か月の長期間に渡る休業の中で使用量が少なかったことが原因かと思うが、その点について分かるようであれば教えていただきたい。

教 育 部 長 やはり大きな原因としては、先ほどの教育長からの報告にもあったとおり、休業期間中の水の使用量が少なく、同じ水が受水槽に長期間滞留したことにより、塩素濃度が次第に低下して雑菌が繁殖しやすい状態になったことと考えられる。ただし、各学校で受水槽の大きさが違っており、小さければ比較的短期間で水が入れ替わるが、大きいと入れ替わるのに時間がかかるため、学校ごとに若干差異があったかと思われる。また、精華南中学と山田荘小学校については、従前から京都府営水道の水を購入しており、当該地域については末端に近いことから、水道管を通ってくる間に塩素濃度が低下し、水質検査の基準はクリアしているものの、塩素濃度が若干低い傾向にあった。そのため、この2校については、受水槽に塩素発生装置を設置し、塩素濃度を維持する対策も取っていたが、今回は休業期間が予想外に長期化したため、対応できなかったものと思われる。

以上のように、若干、各学校による差異はあるものの、今回の大きな原因は、3か月間に及ぶ長期休業により、受水槽の水が長期間滞留したことによるものと考えられる。

松 下 委 員 もう1点、6月1週目の分散登校について、どのように実施されるのか注目しており、6月1日に山田荘小学校を覗かせていただいたところ、地域ごとに分散登校を実施されていた。兄弟姉妹がいる家庭では、学年や学級で分けると登校日や時間が

バラバラになる可能性があり、そうなると家庭の負担が大変であるが、地域ごとに登校する方法は非常に良かったと思う。中学校については、必ずしも保護者が家に居る必要がないため学年別にされたようだが、小学校については配慮が必要であり、良い対応であったと思う。

最後に、授業時数の確保の問題について、国では授業時間を短縮することで授業時数を確保すること、中学校では1コマ50分のところを45分にしたり、小学校では45分のところを40分にしたりすることも方法として取り上げている。この点について、一定理解はするが、例えば、私は理科を教えていたが、理科の立場から言えばこの5分の短縮は非常に困る。特に、実験が非常に難しくなる。実験は予定時間が延びることもあり、この5分間で最後まで終わるか、まとめをする時間があるかどうかに関わってくる。教科や授業内容によって短縮が難しい場合もあるため、一律に5分間短縮するのではなく、現場の先生の声や学校の様子を見ながら判断していただきたいと思う。

新 司 委 員 今日、精北小学校の教務の先生と話す機会があり、聞いてみると、時間ごとの手洗いや消毒については思ったよりもスムーズにできており、休憩時間を10分取っているが、このまま慣れてくれば、その時間を短縮できるようなお話もされていた。このまま学校運営が軌道に乗り、子どもたちも慣れてくれば、短縮できる時間も出てくると思う。

松 下 委 員 今の話に関連して、消毒する時間の確保についても各学校で苦慮されているようである。一定時間ごとに、手すりやドアなどの共用部分はすべて消毒作業をしており、教員の負担に繋がっているのではないかと思う。国や京都府では、そのような作業をする職員を全国の小中学校に各1人配置する方針であるという報道もあった。今までやっていなかった作業などが新たに出てきており、このような支援が早く実施できればと思う。

新 司 委 員 長い休業期間中、子どもたちは家庭や地域の中で過ごすことが多く、学校に行きたいという気持ちがとても大きかったのではないかと思う。それが先ほどの教育長のお話にあった、全員

登校が4日間続いたことに繋がっており、驚くとともに、私も嬉しい気持ちになった。毎朝、スクールヘルパーとして、子どもたちの登校に同行しているが、昨年は8時過ぎには学校に到着していたが、今は昇降口での三密を避けるために、各集合場所の出発が一律で8時となった。ところが、子どもたちは昨年までの習慣や学校に早く行きたい気持ちがあり、集合場所に早く来てしまって、あと何分で8時かと何度も尋ねてくるような状況である。今の時期、次第に暑くなってきているが、日陰のない集合場所も多い。もう一度学校に出発時間を確認したところ、やはり8時に出発して欲しいとのことで、その後は子ども会で連絡を取り合って、家を出る時間を10分ほど遅らせる対応を取られたようである。今後、しばらく様子を見ないと、今回の件で不登校傾向の子どもたちが立ち直ったり、逆に増えたりということは判断できないが、今の様子を見ていて、子どもたちの学校へ行きたいという気持ち、また、学校に元気に登校している姿を見て、少し安心している。

#### (4) 議決事項

議案第18号 精華町スポーツ推進委員の委嘱について

教育部長 【提案説明】

今回、提案させていただく方は、東畑にお住まいで、小学校の講師をされており、精華マラソンや福知山マラソンなどでスポーツボランティアとして活動されている。

また、スポーツ推進委員の委嘱については、今回、可決いただければ10名となり、条例上の定数からは残り5名の欠員となる。引き続き、本町におけるスポーツの拡大、発展に貢献いただける方を求めていきたいと考えており、現在、6月末までを期限として、一般公募を行っている。適任と思われる方が見つかれば、提案させていただきたいと考えている。

松本委員 スポーツ推進委員については、体育指導員と呼んでいた時代から少し関わりを持ったことがあるが、スポーツやボランティ

アと聞くと非常に範囲が広いように感じる。提案理由ではマラソンでのボランティア活動をされているとのことであったが、スポーツの指導もされるのか、それとも大会などのボランティアを中心に活動されるのか、活動内容について、具体的な内容が分かれば教えていただきたい。

生涯学習課長 この方については、主にスポーツ関係のボランティアについて、これまで取り組んでこられたということで、活動の経歴として紹介させていただいたものである。精華町在住の方で、体育協会の活動についても把握されている。加えて、スポーツ推進委員がメインとして取り組んでいるニュースポーツの普及などについても理解していただいております。今後については、子どもからお年寄りまで楽しんでいただけるニュースポーツの普及に関する活動や、その一環として、子ども会からの派遣依頼などについても取り組んでいただけるものと期待しているところである。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第19号 精華町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、町立小中学校については5月末までの間、臨時休業とした。この間に失われた授業時数を回復し、児童生徒の学びの機会を確保するため、令和2年度における学期及び夏季休業日の特例を定めるものである。

具体的には、現行規則においては、第1学期を4月1日から8月26日まで、第2学期を8月27日から12月31日までとしているが、令和2年度における特例として、第1学期を4月1日から8月23日まで、第2学期を8月24日から12月31日とするものである。また、夏季休業日についても、現行では7月21日から8月26日までとしているところを、令和2年度における特例として、8月1日から8月23日までとす

るものである。

松 下 委 員

精華町の小学校及び中学校の管理運営規則を見たときに、違和感を覚えたが、学期の捉え方の部分ではないかと思う。学期とは、学年を2つに分けたり、3つに分けたりして、1つの指導のまとまりとするものである。おそらくだが、精華町では何年か前に中学校の2学期制を実施しており、その際に現行のような管理運営規則になったのではないかと思う。

京都府立の高等学校や附属中学校、特別支援学校の管理運営規則と本町の管理運営規則を比較してみると、一番大きな違いは、各学期の割り振り方に対する考え方である。府立学校については、1学期を4月1日から7月31日まで、2学期は8月1日から12月31日まで、3学期が1月1日から3月31日までとしており、これまでずっと3学期制を採ってきた市町村の管理運営規則は同様の形ではないかと思う。

また、長期休業について、本町の場合、夏季休業は7月21日から8月26日までで、1学期の中に収まっている。一方で、冬季休業については、12月25日から1月7日で2学期と3学期をまたいでいる。3学期は学年末休業であるため、3月25日から31日までで、3学期に収まっている。学年始めと学年終わりについては、このような形にならざるを得ないが、夏季休業については必ずしも1学期に収まる必要はないと思う。現在は、本町の中学校も3学期制に戻ったため、例えば、1学期を4月1日から7月31日までにして、2学期を8月1日からとしておけば、今回のような事態が発生しても、改正をしなくても対応できるのではないか。学期は固定しておいて、休業日については変更が必要であれば変更する方が柔軟な対応ができるのではないかと思う。

ある市町村では、中学校において、2学期の始業式が学校によって違うところがある。これができるのは、管理運営規則上、8月1日から2学期としているからであり、極端なことを言うと、8月1日以降であれば校長の判断でいつからでも開始でき

る。今回のコロナ禍のような問題が出てきたとき、例えば第2波、第3波が発生したときには、また、変更せざるを得ない状況が出てくるかもしれない。その都度、多くの内容を変更するよりは、変更は最小限に留める方が良いとも思う。今年度に限っても、今後、冬季休業も2、3日ほど短縮を検討しているという話もあり、これについても変更する必要があるが出てくる。学期を固定することができれば、あとは長期休業日だけを変更することで対応できるのではないかと思う。また、始業式については、休業日の次の日となっていることから、各学期の開始日と同一にする必要もない。

今回については、この内容のままで異議等はないが、全国的に見ても府立学校のような学期分けをしているところが多いと思うので、今後の参考にさせていただければと思う。

教 育 部 長

現行の管理運営規則の学期の規定の方法について、どのような考え方で整理をしたかについては、過去の資料を調べてみると確定的なことは申し上げられない。今、ご指摘いただいたどのような学期設定の在り方が望ましいのかという点については、府立学校や近隣の状況も確認した上で検討させていただきたいと思う。ただし、今回の提案については、新型コロナウイルス感染拡大という特別の事情があり、管理運営規則の本則を改正するのではなく、令和2年度に限定し、附則により特例措置をとらせていただくものである。今回のような事態への対応については、2つの考え方があり、松下委員のご指摘のように、本則において対応できる形を整える方法、また、今回のように附則において、状況に合わせて当該年度に限定した対応を採る方法がある。今回の件で、夏季休業を短縮している市町村が大半であると考えられるので、近隣の状況を調査する中で、今後、一番良い方法を検討していきたいと思う。

松 下 委 員

今の状況では、今後、同じような事態が発生する可能性もある。やはり、教職員については、学期を意識し、それが指導の中にも現れてくると考える。固執するわけではないが、この点について調査・検討していただき、最も分かりやすい方法を考

えていただければと思う。

川村教育長 本町においては、1学期の授業を7月31日までとしたが、近隣の市町村では、8月1週までとしているところも多い。本町の場合は、校長会の議論の中で7月末までと決定したが、それが8月1週まで1学期の授業をするという判断になった場合には、1学期を7月31日まで、2学期を8月1日からと設定したとしても、そこからは外れてしまうことになる。本則を改正してしまうと、次年度に同じ事態になった場合、再度、本則を改正する必要が発生することになる。現状、夏季休業が1学期に属するものか、そうでないのか、この点について不明確であることから、少し時間をいただいて調査し、議論をする必要がある。本則を改正するのであれば、そのような経過を経た上で、改正させていただきたいと思うので、今回については附則により特例措置を設けることで対応させていただきたいと思う。

松下委員 今回の件では、おそらく夏季休業を短縮して8月にも授業を実施しているところが全国的に多いと思う。本町と同じように特例を設けて実施しているところをはじめ、色々なパターンがあると思うので、どのような対応をされているのかを調査し、今後の参考とする必要があると思う。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第20号 精華町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について

教育部長 【提案説明】

令和2年第3回教育委員会で可決いただいた、精華町立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則に基づき、教職員の働き方改革を実現するための具体的な取組方針や段階的目標の設定など、必要な事項を定めるものである。

当該方針の対象者については、府費負担の教職員としており、勤務時間の上限の原則として、1か月の時間外在校等時間を4

5時間、1年間では360時間と設定している。ただし、特別の事情がある場合の特例として、1か月を100時間未満、1年間では720時間としている。取組方針では、本町として取り組む5つの項目を記載しており、健康及び福祉を確保するための措置では、産業医による面接指導等の実施について記載している。また、段階的目標としては、令和2年度を第1次目標の期間、令和3年度から4年度を第2次目標の期間、令和5年度を第3次目標の期間として設定し、それぞれに段階的目標の設定と働き方のルールを定めている。今年度を起点とする4年間を目途としており、進捗状況を踏まえて見直し等を行うこととしている。

松本委員 方針の「はじめに」の部分に、「罰則付きの時間外労働の上限規制」という記述があるが、この点について教えていただきたい。現状として、教員が次の日の授業のために、一生懸命、教材研究に取り組んでおり、時間外労働が発生していると思う。そのような場合でも上限を超えてしまえば、罰則の対象になってしまうのか。長時間の時間外労働が常態化してしまっている現状を変えないと、教員を目指す人もどんどん減っていったまうということは分かるが、この罰則についてはどのように考えればよいのか。

教育部長 ご質問の部分については、前段に「労働法制全体では」という記述があり、これは民間企業において雇用者側に従業員の働き方改革を推進するために、時間外勤務に上限規制をかけ、それが守られない場合には、雇用者側、会社側に対して罰則を科すという規定が導入されたものである。官公庁については、現状、その罰則規定がまだ適用されていない段階であるが、将来的には官公庁や教育業界についても罰則規定が適用されることになると想定される。現状としては、労働法制において、まず民間から先行して実施するという内容になっている。

また、罰則を科されるのは雇用者側であり、従業員、学校で言えば先生個人に対して罰則を科すものではない。雇用者側に

対して、時間外勤務が一定時間を超えることのないような労働環境をしっかりと整備するようという内容になっている。

松本委員

働き方改革に関連する内容について、もう1点。教職員の働き方改革実行計画の8つのテーマの3番目に、部活動運営の適正化と教員の負担軽減という記載がある。海外では、例えばサッカーを例に出すと、小学生のチームには中学生が教えて、中学生のチームには高校生が教えるというような、ピラミッド型の指導の形が生涯スポーツの枠組みの中にある。一方、日本では、学生スポーツ、特に高校や大学については、学校の指導が非常に重きを占めており、この点については課題があるのではないかと考えているが、現状はその枠組みの中でやっていくしかないと思う。これまで本町では、教員の負担軽減の一環として部活動指導員の配置をお願いしてきており、この間、増員をしてきていただいている。是非ともこの点については、継続した配置と増員をお願いしたい。

もう1点、若手教員の育成について。これまで学校訪問などにおいて、校長先生から若手の教員育成について伺う機会があった。2つの方法があり、1つは若手の教員グループをつくり、教務主任やベテラン教員が入って一斉指導する方法、もう1つは若手とベテランをペアリングして、互いの授業を参観し合うなどし、その中で若手もベテランも成長を促す方法がある。ただし、これを実践すれば短期的には勤務時間が増加するのではないかと思う。私たちが教員の時には、何でも先輩によく聞いた。例えば、年度初めの家庭訪問では何に気を付けて、何を大事にするのか。新任であれば経験がない訳で、そういうことはたくさんあるし、気が付かないところを先輩に教えてもらう、また、先輩は後輩を自然と指導していくというのが職員室の文化としてあった。これは役場や民間でも同じようなものがあったのではないかと思う。それを今は、グループやペアリングする形の中で行われており、これを実践すれば時間外勤務は増加すると思う。しかし、長い教員生活を送っていく中では、教員の成長、そして質の高い教育を提供することに繋がってくるし、

結果的にはトータルで見た場合の勤務時間の短縮にも繋がってくるかもしれない。現在の時間外勤務の状態を改善することは大切であるが、教員の成長や将来的な視点など、総合的に判断していただければと思う。

川村教育長 昨年度、職員室の人間関係に課題がある学校があり、授業が終わった後も職員室に戻らず、教室で仕事を続けているという事を聞いた。この話を聞いた後、風通しの良い職場、個人ではなくチーム学校ということを中心に心がけるよう指導したが、それを皆が心がけていくうちに状況は改善し、職員室に全員が集まるようになり、若い教員が先輩と語り合う場面が増えたという報告を受けた。このような状況を受けて、当該方針の取組方針の中で、本町で独自の項目として「協働的で組織的な学校運営」の項目を掲げており、また、今年度の指導の重点にも「風通しの良い協働的・組織的な学校運営」という一文を記載している。松本委員の意見を伺って、改めて、風通しの良い職場、教員同士が語り合うような風土、そのような部分が学校運営において重要ではないかと思う。そこは大切にしながら、取り組んでいきたいと思う。

松下委員 国の補正予算で、各小中学校に1人ずつ消毒や書類の印刷など、諸々の作業を受け持つ職員を配置するという報道があった。これについてはすでに配置が進んでいるのか。

教育部長 国で予算化がされ、それを受けた京都府でも補正予算が可決され、スクールサポートスタッフという形で、京都府内は各学校に1名ずつの配置が予定されており、7月1日から来年の3月31日までの期間で配置が可能となる。川西小学校では、昨年度からすでに1名配置しており、他の7校については配置していなかったが、現在、配置すべく、人を探しているところである。精華西中学校ではほぼ決定しており、精華台小学校についても手続きを進めるという話を聞いている。勤務時間は週20時間で、1人の配置でも、10時間を2人という配置も可能である。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 事務局からの諸報告

教育部長 1 6月会議の内容について

6月3日から6月19日までの間で議会の6月会議が開催された。教育部からは補正予算として、5月の教育委員会で可決いただいた、新型コロナウイルス関連の対策経費、GIGAスクール構想の実現に向けた全児童生徒への1人1台のタブレットの端末の購入経費、9月から東光小学校に新設を予定している通級指導教室に係る経費などの予算を計上した。

その中でも、新型コロナウイルス関連の対策経費とGIGAスクールの構想の関連経費については、通常の議案に先立ち、6月8日に審議、可決をいただいた。これを受けて、6月26日にGIGAスクール構想の1人1台のタブレットを調達するための入札会を実施したが、入札額が予定価格を超えたために入札が成立しないという事態になった。すぐに仕様書の見直しを行い、本日、改めて入札公告を実施しているところであり、再度の入札日は7月9日に実施予定である。入札公告における納品時期については10月末としているが、全国一斉に同様の調達が実施されることになるため、必要な台数を確保できるかどうか大きな課題となっている。

次に、一般質問について、8名の議員から一般質問の通告があり、そのうち6名から教育委員会関係の質問があった。多くが新型コロナウイルス関連であり、学校再開に当たっての対策、9月入学制度、学習の保障に対する考え方、GIGAスクール構想関連などの内容であった。教育委員会に対する質問の多さからも、新型コロナウイルスに向き合う学校現場の状況に対して、議員の方のみならず、保護者や住民の方の関心が非常に高いということを感じた。

次回の議会定例会9月会議は、令和元年度の決算を審議いただく議会であり、現在、決算資料の作成に取り組んでいるところである。ただし、先ほどのタブレットに係る入札が成立した

場合、契約金額が大きく、契約締結に議会の議決が必要となるため、臨時で特別会議を7月に開催していただくべく調整を進めたいと考えている。また、国では第2次補正予算が計上され、新型コロナウイルス対策の交付金が交付される。本町については約2億円の交付があり、8月上旬にはこの財源による新型コロナウイルス対策の補正予算を提案することになる。今年には既に5月に特別会議を開催しているが、9月定例会までに7月と8月の2回の特別会議が開催される可能性があり、毎月議会で予算の審議をいただく状況にある。教育委員会においても、本町や議会の動きについて、適宜、報告させていただく。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

5月の問題事象はなし。不登校については、臨時休業期間中であつたため、なし。

(2) 中学校

5月の問題事象はなし。不登校については、臨時休業期間中であつたため、なし。

6月1日から学校が再開し、子どもたちは、新しい生活様式を取り入れた学校生活に少しずつ慣れてきたところである。今後は感染防止に努め、熱中症対策にも留意しながら、個々の児童生徒に目を向けた指導に取り組んでいきたい。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

5月の重災害についてはない。

総括指導主事 3 問題事象の月別発生件数について

生徒指導報告の中で報告したとおり、問題事象の発生はない。長期欠席についても、臨時休業期間中であつたため、なし。

総括指導主事 4 教職員の働き方改革に係る勤務時間外の電話対応について

本件については、令和2年第2回教育委員会でも報告をさせ

ていただいたが、当初については4月1日から試行的に実施し、9月1日から本格実施を予定していた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、学校が臨時休業となったため延期となった。この度、学校が再開されて1か月が経過し、学校の様子もある程度落ち着いてきたことから、7月1日から試行し、9月1日から本格実施することとした。学校の電話対応については、平日の午前8時から午後7時までとし、この時間外については音声ガイダンスが流れることとなっている。

#### 生涯学習課長 1 各種行事について

前回の教育委員会において、6月のあいさつ運動、7月の子ども議会については中止することを報告させていただいた。加えて、8月末の2学期のあいさつ運動、11月にせいか祭りと同日開催の子ども祭りについても、今年度は中止となった。

体育協会で開催している行事やイベントについて、町民運動会をリニューアルして昨年度から開催している健康・スポーツ交流フェスティバル、せいかマラソンなど、大規模イベントについては、密集、密接の回避が困難であることから、今年度は中止が決定されたところである。

一方、精華町少年少女合唱団については、今月20日に入団式を実施した。今後はパートを2組に分け、それぞれ隔週で練習を行っていく。また、児童館2階の教育集会所で実施している学習支援事業については、6月23日から開始した。小学校、中学校、それぞれ学習時間を1時間ずつ短縮するなどの対策を取りながら、当面の間は取り組んでいきたい。

#### 【委員からのご意見】

松本委員 1人1台端末の整備について、3月会議での補正予算の提案、また、5月特別会議での補正予算の追加提案や入札の実施など、非常に迅速に対応していただき、感謝申し上げたい。1点、質問させていただくは、端末についてはOSやメーカーによって操作方法が若干変わってくるのではないかと思う。教職員が異

動する京都府内の小中学校については、そのあたりが統一できれば、職員研修を一緒にできたり、異動しても操作方法が変らなかつたりして都合が良いと思う。以前には、府内である程度統一するような話も聞いたが、その点についてはどうか。

教育部長 当初、京都府においては、共同での調達を検討していたが、最終的には各自治体が契約し、購入することとなった。しかし、松本委員ご指摘のような点も踏まえ、京都府において共同仕様書を作成し、公表されており、その中では基本的にはアップル社のiPadを選定している。基本的にはこの仕様書を採用し、府内ではiPadを選定予定の市町村が多いと聞いているが、他のOSを選定した自治体もあると聞いている。

松下委員 時間外の電話対応について、午前8時から午後7時という対応時間については、保護者にとっても教職員にとってもギリギリの時間だと思う。学校の立場から見れば、8時半が出勤時間であるが、少なくとも30分ほど前には電話を取れる状態でないといけないし、勤務時間終了後から7時までの約2時間については誰かが職員室に居る必要があり、特に職員数の少ない小学校は大変だと思う。山田荘小学校を見ていると、教頭先生は毎朝、登校の様子や地域の安全を見回っておられると聞いているし、校長先生は校門で挨拶をされている。それなら、教務の先生が教室に居るのかと想像しているが、そのような各学校の状況について、一定把握しておく必要があると思う。働き方改革の一環として進めることは分かるが、これによって逆に縛られる部分もあるのではないかと思うので、この点については留意していただきたい。

また、保護者からすると、子どもが家を出たときから学校の管理下に入ると考えるため、8時半に登校しようと思うと1時間前に家を出る子どももいる。そうなれば、朝の電話対応時間が8時からでいいのかということも出てくる。電話対応については、この両面について様子を見ながら進めていただきたい。

川村教育長 教員の勤務時間から考えると、もう少し電話対応の時間を絞り込む必要があることは思っている。一方で、校長会での議

論において、小学校と中学校では状況の違いがあり、特に中学校では、部活動が終わって生徒が帰宅する時間ぐらいまでは対応が必要との意見があった中で、時間帯等を統一して実施するのであれば、この内容で試行的に実施してみるというところで落ち着いたものである。試行的に運用する中で、この時間設定で良いのか、もう少し工夫が必要であるのか検討し、本格的実施に繋げていきたいと考えている。

#### (6) 後援関係

5月から6月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数1件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が1件である。内訳は、社会教育係が1件、社会体育係と図書係は0件である。

#### (7) 7月の行事予定

7月についても、当初予定していた行事の多くが中止となった。また、先ほど第19号議案を可決いただいたことから、夏季休業日が8月1日からとなり、7月31日をもって小中学校の1学期が終了となる。

#### (8) 閉会

教育長が第6回教育委員会の閉会を宣言。